

1. 対象樹木

指定番号	樹種	呼称	所在地	指定内容
227	オオヤマザクラ (バラ科)	秋保野尻のさくら	太白区秋保町馬場字野尻町北25-2	保存樹木及び樹木保存区域の指定
203	イチイ (イチイ科)	秋保野尻のいちい	太白区秋保町馬場字野尻町北25-2	樹木保存区域の指定



図1 位置図(広域)



図2 位置図(拡大)

2. 保存樹木の指定基準

指定しようとする樹木が、規則で定める要件に該当し、健全で、かつ、樹容が美観上特に優れていること。(杜の都の環境をつくる条例第19条第1項第1号)

規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当すること。(同条例施行規則第13条)

- (1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上であること
- (2) 高さが12m(株立ちした樹木にあっては3m)以上であること
- (3) つる性植物である樹木にあっては、樹冠の水平投影面の面積が30㎡以上であること
- (4) 樹木の存する地域における象徴木として親しまれてきたものであること

3. 樹木保存区域の指定基準

保存樹木等の保全のため必要があると認めるときは、規則で定める基準に従い、当該保存樹木等の存する土地の区域の全部又は一部を樹木保存区域として指定することができる。(杜の都の環境をつくる条例第19条第2項)

樹木保存区域に指定しようとする土地の範囲について、保存樹木等の樹冠投影面(当該部分に建築物等が建築されている場合は、建築物等の建築面積に相当する部分を除く。)の部分及びその周辺の土地のうち市長が適当と認める部分とする。(同条例施行規則第15条)

4. 対象樹木の詳細

① 秋保野尻のさくら(保存樹木及び樹木保存区域の指定)

(1) 概要

指定番号	227	樹種	オオヤマザクラ (バラ科)	呼称	秋保野尻のさくら
推定樹齢 (指定時)	270年	樹高	7.0m	幹周	株立 (56・43cm)
所在地	太白区秋保町馬場字野尻町北25-2				
所有者	仙台市(子供未来局児童クラブ事業推進課)				
指定基準該当	施行規則第13条第4号				

(2) 指定の理由

所在地の秋保町野尻地区は、藩政時代には集落の22戸全てが仙台藩の郡奉行の支配のもと藩境警備に当たる足軽であった。集落には上の家、下の家と呼ばれる2戸の組頭の居宅があり、270年前にイチイとサクラが1本ずつ植えられたと伝えられている。

対象樹木のサクラは上の家、現在は本市児童遊園及び集会所の敷地内にあり、サクラに隣接するイチイについては平成13年に「秋保野尻のいちい」として保存樹木の指定を行っている。

このサクラについては、観賞価値が高い紅色の花で地域から長年にわたり親しまれてきたが、花卉に6~7枚の重弁化した小花が混在化することが発見されことから、地元町内会の申請により、公益財団法人日本花の会から令和2年7月に、オオヤマザクラの園芸品種として新品種の認定を受け、地元住民の公募により「秋保足軽紅重(あきうあしがるべにがさね)」と命名された。

また、サクラがある集会所では、地元町内会により交流カフェ「ばんどころ」が運営されており、サクラが地域のシンボルとして大切にされているだけでなく、山間部の集落における地域活性化にも役立てられようとしている。

樹勢は、主幹が枯損して衰弱した時期があったものの、現在はひこばえが成長して樹高7mに達し、見事な花を咲かせるなど、樹勢は健全でかつ樹容も美観上特に優れている。

こうしたことから、施行規則第13条第4号に規定する地域を象徴する樹木として親しまれてきたものであると判断できる。

4. 対象樹木の詳細

① 秋保野尻のさくら（保存樹木及び樹木保存区域の指定）



写真1 対象樹木（秋保野尻のさくら(右)、秋保野尻のいちい(左)）



写真5 2本のひこばえと主幹上部の枝（写真提供 高階 道子氏）



写真6 不定根と主幹上部の枝

（樹勢について）

主幹は地面より約1m上部で切断されているが、主幹基部からは樹高約7m、目通り周囲が56cmと43cmのひこばえ由来の二幹が生育している。また、主幹の内部には不定根が発生して、樹勢が回復しつつあり、主幹の上にも枝が生育している。枝葉についても繁茂は旺盛で、梢端の下がりも見られない。以上より樹勢は健全で、樹姿も整っていると判断できる。

② 秋保野尻のいちい（樹木保存区域の指定）

(1) 概要

指定番号	203	樹種	イチイ (イチイ科)	呼称	秋保野尻のいちい
推定樹齢	250年	樹高	6.2m	幹周	株立 (160・150cm)
所在地	太白区秋保町馬場字野尻町北25-2				
所有者	仙台市（子供未来局児童クラブ事業推進課）				
指定年月日	平成13年12月18日				

※表中の「推定樹齢」は指定時、「樹高」及び「幹周」はH27年度一斉調査時の数値

(2) 指定の理由

当樹木は平成13年に、二口街道の足軽屋敷跡の屋敷樹として、長年地域に親しまれている樹木として保存樹木の指定を行った。

指定時は樹木保存区域を指定していなかったが、今回隣接して新規指定を行うオオヤマザクラの新品種認定が報道され、今後来訪者の増加が予想されることから、踏圧による土壌の固化等樹木に対する影響を抑制するため、改めて樹木保存区域を指定する。

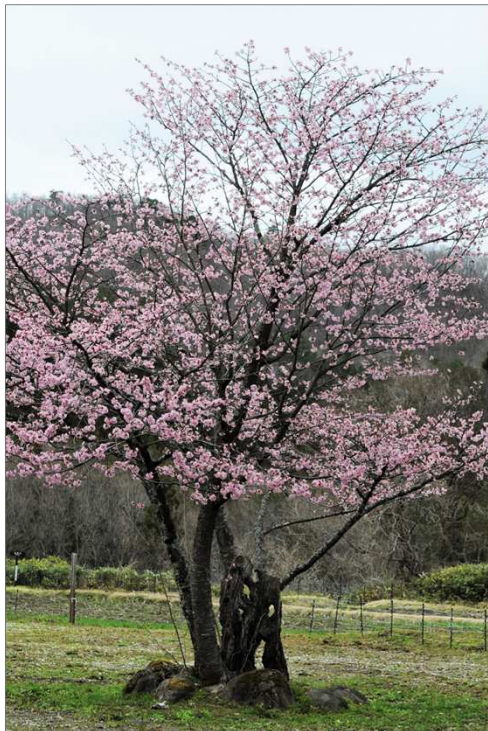


写真2 サクラ開花状況（写真提供 高階 道子氏）



写真3 花弁の様子（写真提供 高階 道子氏）



写真4 花弁の形と枚数（写真提供 田中 秀明氏）

（花の特徴）
オオヤマザクラの変異個体として、一樹中に6～7個に重弁化した小花が混在し、花弁の重なりも厚く、花色が紅色で観賞性が高い。



写真7 イチイ全景

5. 樹木保存区域の設定

(区域設定の考え方)

桜及びイチイが生育している広場は、集会所や交流カフェ「ばんどころ」の来訪者が駐車場として利用しているほか、児童遊園も設置されており、樹木の近くまで車両で近づくことが可能である。このため、見学や車両の踏圧による土壌の固化などを抑制するため、樹木保存区域を指定することが必要であるが、施設利用の妨げにならない範囲で設定する必要がある。

以上のことから、それぞれの樹木保存区域は樹冠投影面の部分とする。桜については地元関係者が樹木の周囲に木柵を設置しており、実測した樹冠投影範囲とほぼ重なるため、その内部 (A=56.24㎡) を樹木保存区域に指定する。イチイは実測した樹冠投影範囲 (A=60.09㎡) を樹木保存区域に指定する。

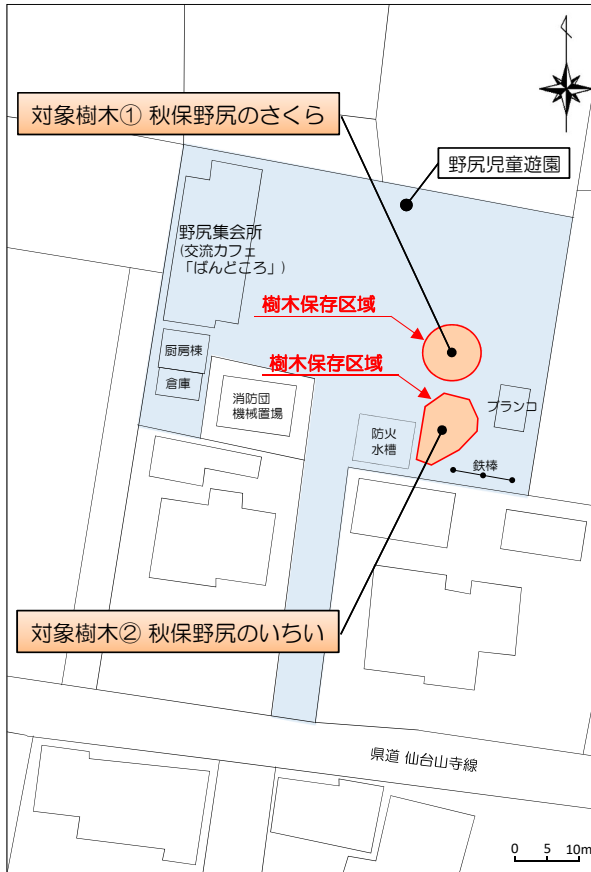


図3 樹木保存区域図

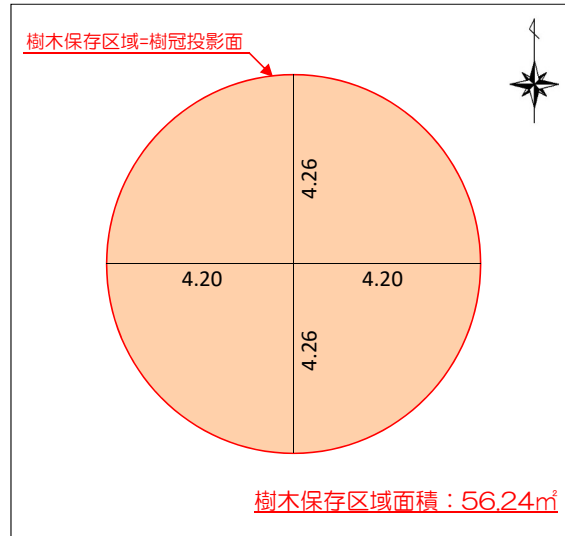


図4 樹木保存区域拡大図 (秋保野尻のさくら)

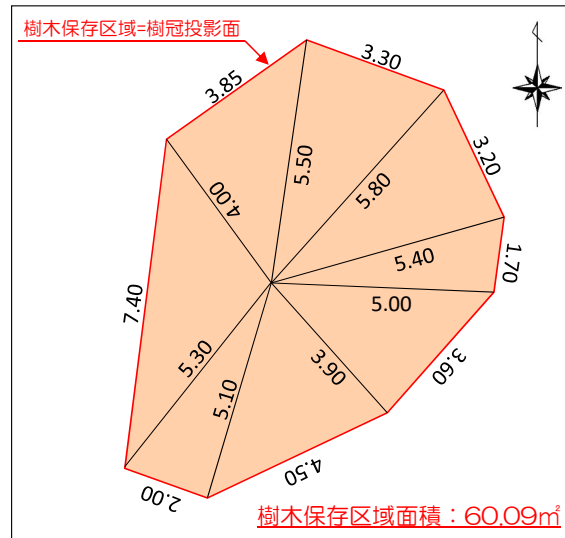


図5 樹木保存区域拡大図 (秋保野尻のいちい)

【参考】

○保存樹木とは...

地域を象徴するランドマークとなる樹木や歴史的・文化的価値のある樹木をふるさとの緑として保全し、未来に引き継ぐために指定。

指定状況 (令和2年4月1日現在)

- ・1次 (S50.6) ~14次 (R元.12) において指定
- ・指定件数 225件 (うち指定解除 52件) **現指定件数 173件**
- ・指定本数 234本 (うち指定解除 56本) **現指定本数 178本**
- ・区別内訳

青葉区	89件 (93本)	子平町の藤, せいざん (愛子) の臥龍梅等
宮城野区	19件 (19本)	銀杏町のいちよう, 栄のぎよりゅう等
若林区	23件 (23本)	道仁寺のたぶのき, 七郷の大桑等
太白区	30件 (31本)	柳生のかや, 秋保中学校のけやき等
泉区	12件 (12本)	賀茂神社のいろはもみじ, 鶯倉神社の姥杉等

○保存樹木に指定されると...

土地の所有者は...

- ・枯損の防止等保全に努めなければならない。
- ・滅失又は枯死したときは、遅滞なく、市長にその旨を届け出なければならない。

仙台市は...

- ・枯損を防止するため、その育成状況の把握に努めなければならない。
- ・必要と認めるときは、その保全について助言、指導又は援助することができる。
- ・保全に関する協定を締結するよう努めなければならない。

援助の内容

- ①樹木保存区域の土地の固定資産税、都市計画税の課税免除
- ②枯損を防止するための措置に要する費用の助成 (上限額30万円)
- ③非常災害のため必要な応急措置に要する費用の1/2に相当する額の助成 (上限額10万円)